

令和4年度 第3回美郷町教育委員会議事録

日 時 令和4年6月15日(水)

13時25分～14時10分

場 所 役場本庁舎3F 会議室

<出席者> 阿川教育長、難波委員、大草委員、兒島委員、梅原委員
漆谷教育課長、岩谷課長補佐、和田主任

- <議 題>
- 1 要保護・準要保護児童生徒の認定について
【33件認定 2件不認定】
 - 2 美郷町いじめ問題対応専門家会議委員の委嘱について 【承認】
 - 3 美郷町人権・同和教育推進協議会役員の選任について
【難波委員を選任】

教育課長 それでは、予定の時間より少し早いですが、第3回美郷町教育委員会を始めさせていただきます。資料ですが、昨晚お送りしておりますデータを幾つか変更させていただいております。まず議事日程の方、昨夜送らせていただいているものでは、二つしか議事は入っていませんでしたが、1点追加をさせていただきますと、三つになっております。それに合わせて、美郷町いじめ問題対応専門家会議関係の資料を追加させていただきます。それから、要保護・準要保護対象児童生徒の一覧の中で、計算誤りがありまして、資料を差し替えさせていただきます。審議をよろしく願いいたします。それでは、教育長からごあいさつをお願いいたします。

教育長 皆さんこんにちは。昨日、中国地方梅雨入りでございました。とは言いながらもまた、去年の豪雨から1年経つわけで、心配な時期に入りました。明日、明後日は良さそうでございますが、邑智中学校の3年ですが、昨年行かなかった修学旅行、今年度は山口県、今日から明後日まで、下関とか秋芳洞とか、良い旅行になるなということでございました。全員元気で出発したと聞いております。

早速ですが今日は会議録署名委員さんは、兒島委員さん、梅原委員さんお願いいたします。会期は本日1日でよろしいでしょうか。(全員同意)会議録の承認でございますが、いかがでございましたでしょうか。

(兒島委員:4ページの教育長の下段「続いて学校の災害」以下表現を修正)

教育長

それでは教育長諸報告ということです。「はじめに」のところ、コロナ関連、おさまりつつあるようでして、いろいろな制限がすべて解除になりましたが、感染予防ということで、PCR検査の無料検査の方は月末まで延長されるということです。

それから、マスクの着用の緩和ですが、文科省は緩和といいますか熱中症にならないように外すという方向が強いようです。もちろん、学校の方は、それをわかってはいるんですけども、なかなか。子供たちもマスクをしているようで、登下校なんかもしていますし、部活の時は外しているようですが、万が一の場合は救急車、消防署がいずれも近いので、救急車対応で、早めの対応しようということです。

3番目の貧困対策ですが、ヤングケアラー等心配事も出ておりますけども、生理用品を女子トイレに常時設置していこうという、全国的な動きもあります。

本町でもどう考えるかというようなところから学校の意見を聞きながら今のところ、邑智小と大和中は設置の方向で、大和小と邑智中はまだ検討中です。

それから議会関係ですけども、6月定例が終わりましたが、全員協議会で、学校運営協議会、コミュニティスクールの説明をしました。教育委員の皆さんには前年度お示ししましたが、今年度しっかり準備をしていこうと考えております。

一般質問は、原議員さんの方からインクルーシブ教育、特別支援教育について質問がありました。中でも、資料を付けておりますけど、私も聞かなかったんですけど、ペアレントメンター、実は灯台下暗しで、うちの委員会の中にペアレントメンターの資格を持った人がいまして。特別支援学校、保護者とも、連携していかないといけないんですけども、今まで社会福祉士、スクールソーシャルワーカーさんに第三者的に助けてもらったりしてたんですけど、ペアレントメンターの方にも発達障害の理解教育とか、保護者の支援とかでこれからますます活躍していただきたいなと思っているところでございます。資料を付けておりますのでお読みいただきたいと思います。

もう一つの一般質問は、ICT教育に関して中原議員さんからございました。確かに人格形成に大きな影響を与えるというような発言もされました。よく考えますと、今、視力だけの問題じゃなくて、依存とか、それとかいろんなその消費者トラブルとか、いいところはあるんですけども、課題もどんどんどんどんこれから出てくると思いますので、慎重かつ大胆にといいですか、

なくてはならない ICT ですので、上手に子供たちの中に取り入れて欲しいなと思います。教育委員会の責任かと思っております。

その他、今日の議事日程のところにもございますけど、学校訪問について、まだ日にちが決定していなくて、申し訳ありません、未定ということで許してやってください。

行事ですが、7月7日、美郷町人権同和教育推進協議会総会。講演会、高田美樹さんでございます。ご参加ください。

参議院選挙は10日です。7月14日に臨時議会が入りました。ちょうど話があると思いますが、15日、島根県市町村教育委員会連合会の会議、Web ですね、こちらの会議室で一緒にご参加いただきたいと思います。諸報告を終わらせていただきます。

では、議事に入らせてください。3点あります。1番目、要保護準要保護児童生徒の認定について

(和田主任、入室)

教育長 説明をお願いします。

和田主任 今年の就学援助の担当しております和田と申します。毎年、この時期に要保護・準要保護児童生徒の申請があった方たちの認定審査をしております。準要保護の世帯、34世帯、それから要保護の世帯は1世帯ということで、申請が出ております。表の中で、ピンクに色がついている所、これが、就学援助の対象となる方の基準になっています。生活保護停止廃止のところから児童扶養手当の支給とそれに該当しない方というのがその表のすぐ右隣のところ、黄色い枠になっている所にチェックが入っている方は、特にこの認定基準の該当ではない世帯ですが、今回申請があったというご家庭になっております。

この中で基準に該当しない場合の判定基準は生活保護世帯の収入基準の1.3倍以内としております。そこに漏れる方が3番、22番です。この方たち以外はすべて基準該当となりました。

3番、22番については特別支援就学奨励費にも申請が出ておりますので、そちらの方で認定という形になります。以上が今年の申請状況です。

教育長 これらすべてに委員会の承認を得ると。

兒島委員 この新規、継続とかというのは？

和田主任 昨年から続いて申請しておられる方は継続という形になっております。

兒島委員 3番のところは去年も該当になってなかったのでは？

難波委員 やっぱり所得でだったんですね。

兒島委員 そうですね。だから継続だとずっとなのか、去年は該当だったのかなど。22番は新規なんですね。

和田主任 はい。

教育課長 途中で申請がありましたが、却下になっています。

難波委員 だけど、またされたわけですよ。この制度について何か説明不足だったんですか。1回目収入面で駄目ですよって言ったのに、また申請されたということは、理解しておられないのでは。

教育課長 特別支援の方で対象にはなりますが、もしも所得関係で準要保護の方が取れば、そっちを優先するという説明を今までもしているようです。駄目もとで両方出しておいてもらうという流れで今まで来ていたのかもしれませんが。

兒島委員 だからどっちもいつも出されて。なるほど。

教育課長 どっちのことかわからないというところもあるかもしれません。この収入基準だと難しいとご本人に説明をさせていただきます。

和田主任 その辺りは、改めてご説明をさせていただこうと思います。ありがとうございます。それから、22番。こちらも奨励費の申請をしておられます。

(以下、協議の内容に個人情報があるため省略)

教育課長 ピンクの欄にチェックが入っているところは、要件に該当しておりますの

で、これについては、もう収入基準を見ず該当になりますが、3番、22番については、不認定ということでもよろしいでしょうか。

児島委員　　そうですね。(他の委員も同意)

和田主任　　ご審議ありがとうございました。

教育長　　2番目の美郷町いじめ問題対応専門家会議委員の委嘱について。

教育課長　　資料を、3点、タブレットに入れさせていただいております。まず、いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を載せております。いじめ問題対応について、それぞれの市町で、そこに対応した組織を作っておかなければいけないということになっておりまして、その設置に関しての条例が今申し上げたところ です。

第10条の中に、教育委員会に美郷町いじめ問題対応専門家会議を設置する となっております、これは教育委員会附属の団体ということになります。 専門家会議が何をするかというのが、第11条の方に載せてありますが、 基本的には、この会議は、何かしら重大なことが起きたときに、その調査が 必要になったときに、この会議が招集されて動き出すということになって おります。その事態が起きたときに、慌てて委員を選任していたのでは間に 合いませんので、あらかじめ、委員委嘱をしておいて、何かあったときには 招集するという ことになっております。12条に組織について示しております。 10人以内をもって組織する となっております、次に掲げるもののうちから 教育委員会が委嘱する ということ、(1)から(6)までございますが、 今回委嘱をさせていただきますのが、弁護士、精神科医、臨床心理士、社会 福祉士、この四つの職域に関して、選任をさせていただいて委嘱したいとい うところ です。一覧をご覧ください。

まず、精神科医で内田直彦さん。この方は、浜田市の社会福祉法人清和会 心クリニック清和のお医者様です。次に弁護士の今城崇さん。この方も、 浜田市におられる方で、弁護士法人佐和法律事務所に勤務なさっている方 です。臨床心理士の美川寛さん。この方は出雲市在住です。社会福祉士の渡 利勝信さん、この方は、高野山真言宗清水大師寺のご住職です。

この4名の方、以前からお願いをしておりまして、継続のお願いをしまし て、内諾をいただいております。以上でございます。

難波委員　これは、なるべく開かれないようにしないといけないですね。

大草委員　そうですね。

教育長　調査委員会の委員にもなるんですか。それとは別ですよ。

教育課長　いじめ問題対応の手順として、何かしら学校の中でいじめ問題が起きたというときに、まず校内の対応委員会で対策会議を開いて対応します。そこに対して教育委員会も情報共有したり、指導したりしながらですが、そこでは、結局落ち着かなかった、保護者さんが納得されないという場合に、学校から離れて、教育委員会に調査権が上がってきます。教育委員会に上がってきたときに、この専門家会議が教育委員会附属の団体として調査を行うということになっています。この調査結果を町長に報告するということになるんですが、町の方でこんな内容では駄目だという話になった時には、別に調査委員会を町が立ち上げるということになります。

学校から教育委員会に、教育委員会から町に、というふうに事態が重くなるにつれて、その調査をする団体も変わってきます。そうならないように、初動を大事にしていかななくてはなりません。学校で気がつかないところは、教育委員会の方から助言をして、ここに至らないようにしていくということです。

教育長　自殺関連で、それから多額の金銭に関わることで、30日以上欠席しているのが重大事案の一つですけども、それだけではなかなかこの会議はないかな。最近、教育委員会が隠蔽するとかどうとかあれは何県でございましたか。、

教育課長　滋賀の事案ですか。

教育長　教育委員会は平気でこう隠蔽するんだなど。

教育課長　教育委員会制度も今の滋賀県の事件から変わりましたし、このいじめ問題対策をきちんと条例の中で設けて行政として対応しなさいということになりました。

教育長　委嘱についてよろしいでしょうか。

(全員同意)

教育長 ありがとうございました。では最後、美郷町人権同和教育推進協議会役員の選任でございます。

教育課長 町の人権同和教育推進協議会の方には、委員さん全員が同推協の委員としてお入りいただいているんですが、実はその中からさらに主要な団体でもって役員会が作られておまして、以前はそこに芦矢修司さんが、行政相談員と教育委員という両方の役割でもって役員に入っていたのですが、教育委員をお辞めになられた後、そこに教育委員枠がなくなっていることに、私達も気がついておりません。

 それで、このたび、役員改選になります関係で、改めて役員会の方も見直しましたところ、教育委員枠でやはりどなたかにお入りいただきたいと。それがまず1点です。

 それからもう1点、会長副会長っていうところの副会長の枠に、安田兼子さんにお入りいただいております、それは女性という立場での副会長だったわけですが、連合婦人会が解散をされまして、それぞれの地区婦人会も任意団体になったということで、任意団体という形でも、同推協の中に残っていただくことはできないか伺いたんですが、それはちょっと勘弁してくださいということで、安田兼子さん自身、委員から外れられたということになります。

 何とか副会長の女性枠というところを確保したい、あわせて、教育委員枠ということで、先日行いました、同推協会長副会長会議の中では、教育委員枠で、女性の教育委員さんにお入りいただいております。もうそうなってくると、もう2人に絞られてですね……。この前、文化財保存活用地域計画作成委員会の方、大草委員さんをお願いしたばかりですので、この度は難波委員さんをお願いできないかと思っておりますがいかがでしょうか。

兒島委員 それで、ぜひ。ご苦勞様ですが。(全員同意)

教育課長 よろしく願いいたします。実は明日、同推協の役員会がありますが、そこで役員として、難波委員さんを提案させていただきます。総会の時には、どうかお願いいたします。総会は、7月7日を予定しております。難波委員

さんよろしく願いいたします。

難波委員 よろしく願いいたします。

教育長 では、議事が終わりました。その他報告事項に。学校訪問、2番目は先ほど言いましたとおりです。研修会について。

教育課長 研修会のご案内をタブレットに載せております。7月15日金曜日の総会が午後2時15分から45分まで。そのあと午後3時から4時10分まで研修会ということになります。いずれもWeb会議方式でございます。入札室をとっておりますので、あちらの大きな画面で、全員一緒に見るということにさせていただきたいです。この日、ご出席難しい委員さんいらっしゃいますでしょうか。

大草委員 大丈夫です。

兒島委員 大丈夫です。
(難波委員、梅原委員も了解)

教育課長 それでは一応皆さんご出席ということで、出席者の報告をさせていただきます。以上です。

教育長 7月15日にお集まりください。最後に次回の会議ですが。

(7月28日(木)に決定)

教育長 以上で、第3回教育委員会の方は終わりにしたいと思います。お疲れ様でした。